

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年8月31日（木） 15時00分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第5号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第6号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第7号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第8号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第9号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
8. 農地であることの証明について
9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
10. 転用許可の取消について（4条許可）
11. 転用許可申請の取下げについて（4条許可）

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 9名

- 1番 井川 洋二
- 5番 谷野 勝
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 12番 板東 美佐緒
- 13番 高畠 元治
- 15番 住友 勇
- 16番 浦川 昌夫

平成29年8月31日 15時00分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時00分)

議長 　　ただ今から、平成29年8月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。
　　本日の総会は、所属委員19名のうち全委員が出席しており、会議が成立しております。
　　それではこれより農地関係議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決いたしますので、よろしくお願ひします。
　　では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 　　それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明させていただきます。
　　まず、最初に1番の案件について、訂正をお願いします。当初、多家良町神南の農地を含めて農地3筆に賃貸借権を設定しようとしていましたが、この土地を除いての申請に変更になりましたので、この土地の削除をお願いします。また、小計が2,249㎡となります。
　　説明に移ります。
　　1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆に賃貸借権を設定しようとするものです。譲受人はこの地にイチゴの栽培施設を建設する計画で、この事業が、施設栽培に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められるため、不許可の例外規定に該当します。
　　2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、199aに至るもので、許可後は対象地において自家用野菜及びみかん、柿など果樹の栽培を行うとのことです。
　　3番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与により、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は持分の移転のため許可後も変わらず、64aで、許可後は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。
　　4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後116aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。
　　5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆の所有権

が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至るもので、許可後は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上5件で、対象地は田1, 892㎡、訂正がありますので、畑6, 291㎡の合計8, 183㎡となります。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、露天貸駐車場に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、徳島市農協勝占支所西側の徳島市道を北に約50mに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準については、申請人は、平成26年以前に申請地を造成し、近隣業者への貸駐車場用地として利用しており、これを是正するため、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性が認められます。また、近隣農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

2番は、申請人が、自家用の駐車場や庭園・敷地内通路といった住宅敷地の拡張に転用しようとするものでございます。立地基準については、徳島環状道路と県道徳島北灘線の交差点から南へ約200mに位置する農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地で、ございます。一般基準について、申請人が父から相続を受けた平成11年以前から十分に耕作されていない状態であり、また、当時居住していた申請人の弟が住宅改修時の平成13年頃、申請地の一部にカーポートを設置しております。周辺が宅地開発され、耕作に適さない状態となってきたことから、住宅敷地の拡張としての転用を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、今後は農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

3番は、申請人が、世帯分離住宅建築のために住宅用地に転用しようとするものでございます。立地基準については、申請地は、共栄橋から北へ約350mに位置する

農地で、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地でございます。一般基準について、申請地東側の実父から相続した自身の所有する宅地に義父母の家屋があり、現在、賃貸住宅に居住する申請人が居住するための住宅の建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。なお、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、現地は、農地法の許可を受けずに転用行為がなされたことを反省する旨の始末書の提出があります。

第3号議案は以上3件で、田821㎡、畑が622.61㎡の合計1,443.61㎡で、ございます。

転用目的の内訳は、住宅用地749.6㎡、その他施設用地694㎡で、ございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員に、ご退席をお願いします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が所有権の移転を受けて、史跡の保存を目的に渋野丸山古墳史跡用地に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、申請地周辺が渋野丸山古墳の史跡指定範囲内に位置し、平成21年に国の史跡に指定されて以降、古墳の保存管理、整備を進めていく事業に先立ち、この地を公有化することで申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事

業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル280枚、出力49.50kw規模のもので、事業費総額1,400万円全額を自己資金とする資金証明書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在賃貸マンションで生活をしておりませんが、子供たちの成長とともに現在の住居が手狭となり、実家に隣接するこの地に住宅建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、以前より申請地を埋め立てて、近隣業者への貸駐車場として使用しており、第3号議案1番案件の4条許可申請部分と一体的に使用していることから、これを是正するためにこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先ほどの経緯のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに埋め立てされており、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

5番と6番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が使用貸借権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、肉骨粉を製造する業者であり、業務拡大に伴い、事業所から程近い場所での資材置場の確保が急務であったため、申請地を土地取得後に順に埋め立て、金属製タンクや樹脂製タンク等の資材を以前より置いており、これを是正するためにこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先ほどの経緯のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに埋め立てされており、これについて反省し、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。本案件は平成17年当時に4条許可申請を行っていましたが、公図と現地占有状況の乖離が著しい状況であったため取下げし、このたび申請地周辺の境界確定作業を行って、公図の訂正が完了したことから再度申請に至ったものでございます。また転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月17日に不動地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸住宅で居住しており、農業の手伝いをするため実家暮らしを考えましたが、母屋に譲受人家族が生活できるスペースが確保できないため、母屋のある土地の一部と、今回の申請地を併用して住宅を建てる計画に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について譲受人は、土木工事業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭になっており、新たな資材置場を探していたところ、所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上8件で、田1, 847.77㎡、畑5, 979㎡の計7, 826.77㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が434.47㎡、その他施設用地が7, 392.30㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、5番と6番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

職員

今月17日の午前10時から5番と6番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は増井推進委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の計7名です。

場所は、食肉センターから北へ約200mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、使用貸借権の設定をして露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年以前より農用地区域外とのこと。先ほど事務局から説明があったとおり、本申請は追認案件であり、始末書の提出があるそうですが、転用者側からの話によると、当時は農地法についての理解が不十分であり、およそ30年前から転用許可を得ずに、取得した申請地を順に埋め立て、長年にわたり所有者が経営する業者の資材置場として使用している状況です。今回の申請では新たに土地の造成等を行わず、引き続き現況のまま資材置場として使用する計画です。排水については、雨水のみで地下浸透とし、処理しきれない分については、西側の既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

結論として今回の2件の転用許可申請につきましては、被害防除措置については特に問題はなく、申請地は現況から農地への原状回復が極めて困難であると考えられるため、不動地区の委員は一致して、追認での許可もやむを得ないのではないかと的心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から4番案件と、7番、8番案件を議案書のとおり許可すること、5番、6番案件につきましては、議案書の

とおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については1番から4番案件と、7番、8番案件を議案書のとおり許可すること、5番、6番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、国府小学校から南西に約500mに位置する農地でありましたが、申請人によって、平成2年頃、住宅の建築時に住宅敷地として宅地化され、住宅敷地として現在においても利用されているものです。非農地化の確認資料としましては、平成5年4月18日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第5号議案は以上1件で、対象地は田262㎡のみでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第6号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

1番の申請地は、徳島市入田幼稚園から南に約350mに位置しており、平成29年7月27日に、地元の委員さん1名と事務局2名で状況を確認しております。現況について、対象地は、以前は水田として拓かれた農地でありましたが、長年栽培され

ておらず、人が進入できないほど竹や雑木が繁茂した状況で森林の様相を呈しており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため、農業用機械の使用は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第6号議案は以上1件で、対象地は田のみの892㎡です。
ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第7号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書7ページをお開きください。

今月の申請は1件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第7号議案は以上1件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、合計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を議案書のとおり証

明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の8ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第8号議案は以上6件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●m²、畑●●●m²、計●●●m²となります。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第9号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第9号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書10ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が7件、再設定が4件で合計11件となっており、そのうち、賃借権が9件、使用貸借権が2件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・1筆・1件、2番が上八万地区2筆・1件、3番が入田地区1筆・1件、4番・5番が応神地区・6筆・2件、6番が川内地区・1筆・1件、7番が国府地区5筆・1件、8番が南井上地区・1筆・1件、9番～11番が北井上地区・7筆・3件、となっております。

利用権設定については以上で、田6筆、7, 592㎡、畑18筆、20, 764㎡の合計24筆、28, 356㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第9号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書12ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。13ページにわたって、6件、受理いたしました。

14ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。2件について、許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

15ページにお移りください。

3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び交付について、でございます。3件について、許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

16ページをお開きください。

4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。5件受理、いたしました。

17ページにお移りください。

5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。18ページにわたって、15件受理し、19ページに集計いたしました。

20ページをお開きください。

6番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。4件、受理いたしました。

21ページにお移りください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

22ページをお開きください。

8番は、農地であることの証明について でございます。1件、証明しました。

23ページにお移りください。

9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてで、でございます。2件、徳島地方法務局に回答いたしました。

24ページをお開きください。

10番は、転用許可の取消について でございます。1件、取消しました。

25ページにお移りください。

11番は、転用許可の取下について でございます。1件、受理いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年8月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は9月28日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（閉会 15時45分）